

重要事項説明書

作成日 2025 年 11 月 1 日

1・事業主体概要

事業主	株式会社いちしんウエルフェアちば
法人の種類	株式会社
代表者名	代表取締役 村上尚志
所在地	千葉県千葉市緑区土気町 1500 - 1
資本金（出損金）	3 0 0 万円
法人の理念	介護保険法並びに関係する厚生省令、告示の主旨及び内容に沿い、（介護予防）認知症高齢者に対して、家庭的な環境のもと、笑顔で生活介護に携わる。 「笑う門には福来る」
他の介護保険関連の事業	なし
他の介護保険以外の事業	各種イベントの企画、制作

2・ホーム概要

ホーム名	グループホーム 木かげ (コカゲ)
ホームの目的	日々の生活において（介護予防）認知症高齢者の自立に向けて援助を行い、認知症高齢者の充実した穏やかな生活確保の為、地域他機関と連体し運営を行う。
ホームの運営方針	認知症高齢者の、充実して、穏やかな日々の生活確保のため、地域、他施設と連携をとり、運営していく。
ホームの責任者	長島義正・鈴木龍子（2名：管理者）
開設年月日	平成17年10月1日
保険事業者指定番号	1270500760
所在地、電話、FAX 番号	・千葉県緑区土気町1500-1 ・043（205）7222 ・043（205）7223
交通の便	JR 外房線土気駅より徒歩8分
敷地概要（権利関係）	敷地面積：2211.04 m ² 権利者：株式会社市進ホールディングス
建物概要（権利関係）	構造：鉄骨造 平屋建て 延床面積：550.05 m ²
居室の概要	洋室 10.26 m ² 収納、冷暖房完備
共用施設の概要	居間・食事室 59.58 m ²
緊急対応方法	入居者の急変時 日中：すずらんクリニック（訪問診療） 日中：武村内科医院 夜間：国保大網病院へ搬送
非難設備等の概要 非常災害対策	準耐火構造・スプリンクラー設置 消火器の設置・自衛消防訓練年2回以上 自動火災報知器の設置・誘導等の設置 別途定める「消防計画」により対応します。 別途定める「業務継続計画（BCP）」により対応
損害賠償責任保険加入先	A I G 損害保険株式会社

3・職員体制（主たる職員）

職員の職種	員数	常勤	非常勤	保有資格	研修会受講 等内容
管理者	2人	2人		介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士	認知症介護研 修基礎過程・ 認知症介護管 理者研修
計画作成担 当者	2人	2人		介護福祉士 介護支援専門員 社会福祉士	認知症介護実 践者研修・認 知症介護管理 者研修
介護従事者	16人	15人	1人	介護福祉士 ホームヘルパー 2級 社会福祉主事	認知症介護実 践者研修

介護職員（常勤換算方法で1ユニット3名以上、宿直時間帯は1名以上）

介護従事者は、利用者に対し必要な介護及び支援を行う。

4・勤務体制

昼間の体制	3人　うち早出7：30～16：30　1人 日勤9：00～18：00　1人 遅出11：00～20：00　1人
夜間の体制	1人　宿直・夜勤の別：夜勤（17：00～翌9：00）

5・利用状況（2025年3月3日現在）

利用者数	1ユニット当たり定員9人（ユニット数：2ユニット）総定員18人
要介護度別	要介護1： 2人　要介護2： 2人　要介護3： 3人 要介護4： 2人　要介護5： 9人 上記の内入院者： 0人

6・ホーム利用にあたっての留意事項

- ・ 面会時間の規制はない。家族の宿泊可。
- ・ 外泊にあたっては、外泊届に家族が記入、押印し、帰時間を明記すること。
- ・ 家具等所持品は持ちこみ可。（個室に収納できる範囲で）ただし生鮮食品は不可。
- ・ 面会時、家族による食品の持ちこみは職員に申し出ること。
- ・ 乳製品定期購入有り(アレルギー等申し出てください)
- ・ ペットの室内飼い禁止。室外に関してはその都度話し合いにて決定。

7・サービス及び利用料等

保険給付サービス	・食事・排泄・入浴（清拭）・着替え介助等の日常生活上の世話、日常生活の中での機能訓練、健康管理、相談・援助等。 ・上記に付いては包括的に提供され、下記の表による要介護度別に応じた定められた金額（省令により変動あり）が自己負担となります。 ・初期加算として入居後30日に限り、下記金額に1日あたり約300円の加算があります。 ・千葉市は介護保険上の地域加算が3級地に当たるため、下記基本料金に地域加算が加わります。
保険対象外サービス	各個人の利用に応じて自己負担となります。
家賃（毎月）	50,000 円
食費（毎月）	1,920 円/日・（30 日の場合 57,600 円） 朝食：590 円、昼食：590 円、夕食：740 円 ・おやつ代は別とする
（毎月） 共用部品費 （6,000 円） 水道光熱費 （19,000 円）	・共用部品費 6,000 円は固定とする。 ・水道光熱費は毎月 19,000 円を預かり、決算月（8 月）に精算し、10 月頃のお支払いとなります。電気料は①居室分（個別メーターで計算）②共用スペース（全体の使用量を利用者の人数で均等割とする） ・ガス料・上下水道料は利用者の人数で均等割とする。
その他	・個人で使用した品は実費精算で自己負担となります。 ・オムツの買い置きに関しては、事業所に委託する場合、購入先等は事業所に一任していただきます。そうでない場合には、ご家族で準備していただきます。

基本料金

（1 日あたりの自己負担分）

要支援 2	7 4 9 単位	要介護 3	8 1 2 単位
要介護 1	7 5 3 単位	要介護 4	8 2 8 単位
要介護 2	7 8 8 単位	要介護 5	8 4 5 単位

※千葉市では、介護保険地域区分が 3 級地（15%）の為、総合計単位数に 10.68 円を×介護保険負担額となります。

（1）総合計単位数、「要介護度別負担額・認知症対応型処遇改善加算Ⅱ・認知症チームケア推進加算Ⅱ」が加わった金額のことです。また、その他実費負担は別料金となります。

（2）新しく入居される場合は、入居日から 30 日間に渡っては、上記の日額負担に 1 日 30 単位の加算があります。

8. 感染症予防及び感染症発生時の対応（衛生管理等を含む）

- (1) 当施設の用に供する施設、食器、その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、衛生上必要な措置を講じます。
- (2) 当施設において感染症の発生又はまん延しないように必要な措置を講じるとともに、食中毒及び感染症の発生防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言・指導を求めるとともに、常に密接な連携に努めます。
- (3) 当施設は、感染症対策の指針を整備します。
- (4) 当施設は、感染症発生の防止のための委員会及び従業者に対する研修、発生時の訓練を定期的に行います。

9. 身体拘束について

当事業所はサービス提供にあたり、お客様の生命または身体の保全をはかるために、やむをえない場合を除き、身体拘束を行わないものとします。

- ・身体拘束廃止及び適性化の指針
- ・身体拘束廃止委員会の設置
- ・身体拘束廃止委員会会議の開催（3 ヶ月に1回以上）
- ・身体拘束廃止及び適性化の為の研修を定期的に行います。

10. 虐待防止に関する事項

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

1 1. 地域との連携

- (1) 事業所は、周辺地域との相互理解に深め、地域に開かれ、地域と支えあうグループホームとなるために入居者、入居者の家族、市町村の職員、地域住民の代表等で構成される運営推進会議を設置します。
- (2) 3ヶ月に1回、運営推進会議を開催し、活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに運営推進会議からの必要な要望、助言等を聞く機会を設けています。

1 2. 地域密着型サービス外部評価の実施状況

(実施機関)：特定非営利活動法人コミュニティケア街ねっと

【実施の有無】 令和7年2月実施 【実施予定】 令和8年3月26日

1 3. 要介護認定の申請に係る援助

要介護認定の更新申請が円滑に行えるよう援助します。

1 4. 秘密の保持

- (1) 従事者は、正当な理由なく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らしません。
- (2) 従事者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を漏らすことがないよう、従事者でなくなった後（退職後含む）においてもこれらの者の秘密を保持すべき旨に従事者との雇用契約の内容とします。
- (3) この規程に定める事項のほか、この事業所の運営に関する事項は、いちしんウエルフェアちばと事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとします。

1 5. 協力医療機関

協力医療機関	医療法人社団 圭恵会 すずらんクリニックあすみが丘（訪問診療）
診療科目	内科・緩和ケア・泌尿器科・整形外科・精神科・歯科
協力医師	院長 松田充宏
協力医療機関	医療法人社団 総和会 武村内科医院
診療科目	内科・消化器科・神経内科
協力医師	院長 武村和夫
協力医療機関	浜野西口歯科
診療科目	訪問歯科
協力医師	矢浦信幸

16・苦情相談機関

ホーム苦情相談窓口	管理者兼計画作成者・長島 義正 管理者兼計画作成者・鈴木 龍子
内部苦情申し立て機関（連絡先電話番号）	機関名：株式会社いちしんウェルフェアちば (電話) 043 (205) 7222 (FAX) 043 (205) 7223

その他、以下のサービス相談及び外部苦情受付窓口に相談することも出来ます。

窓口名	千葉市介護保険事業課 施設支援班
連絡先	043-245-5205
窓口名	千葉県国民健康保険団体連合会
連絡先	043-254-7428
窓口名	千葉県運営適正化委員会
連絡先	043-246-0294

年 月 日

(事業者) 株式会社 いちしんウエルフェアちば
ホーム名 グループホーム 木かげ

住 所 千葉県千葉市緑区土気町 1 5 0 0 - 1

説明者名 印

私は、本書面に基づいて重要事項の説明を受けたことを確認します。

(利用者)

〒
住所
Tel
フリガナ
氏名 印

(利用者代理人・第一連絡)

〒
住所
Tel
フリガナ
氏名 印

(身元引受人・第二連絡)

〒
住所
Tel
フリガナ
氏名 印